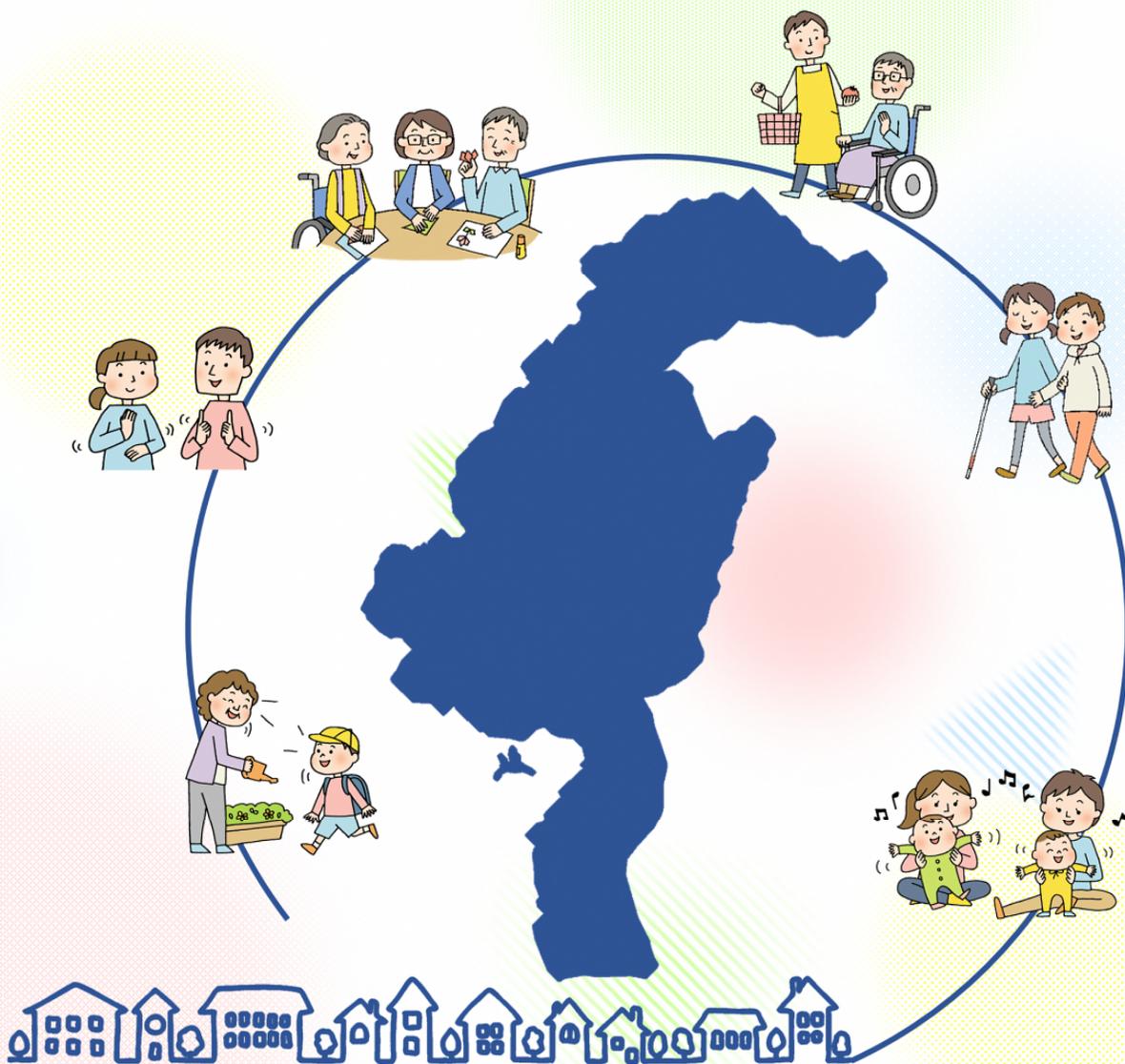


概要版

Kawanishi City Community Welfare Plan

# 第6期川西市地域福祉計画



誰もが自分らしく住み続けられる  
地域共生社会の実現



川西市  
Kawanishi City

# 1. 計画の策定にあたって

## 地域福祉計画とは

近年の日本では、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化により地域社会における家庭や人と人とのつながりが希薄になっています。また、社会問題が多様化・複雑化する中で、公的なサービスだけでは適切に対応することが困難な事例も出てきています。

地域福祉計画とは、このような状況の中で、地域に暮らす誰もがその人らしい生活を送ることができるよう、住民や地域の関係団体がつながりながら、地域の課題を我が事として捉え、解決していくための方針を示した計画です。

## 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定による市町村地域福祉計画であるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定される成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画、自殺対策基本法第 13 条に規定される市町村自殺対策計画、及び再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定される地方再犯防止推進計画を包含する計画です。

加えて、上位計画である「第 6 次川西市総合計画」を補完し、具体化するものであるとともに、各個別計画と理念を共有し、整合性及び連携を図りながら、各福祉分野及び健康づくりの分野等の地域課題に対し、総合的な保健福祉サービスを提供していくことをめざします。

また、市社会福祉協議会の「第 5 次川西市地域福祉推進計画」や、地区福祉委員会の「第 5 次地区福祉計画」、そして本市の地域分権政策に基づく、各コミュニティ組織での「地域別構想」とも連携する計画となっています。

## 計画の期間

本計画は、令和 6（2024）年度を初年度とし、令和 13（2031）年度までの 8 か年計画とします。

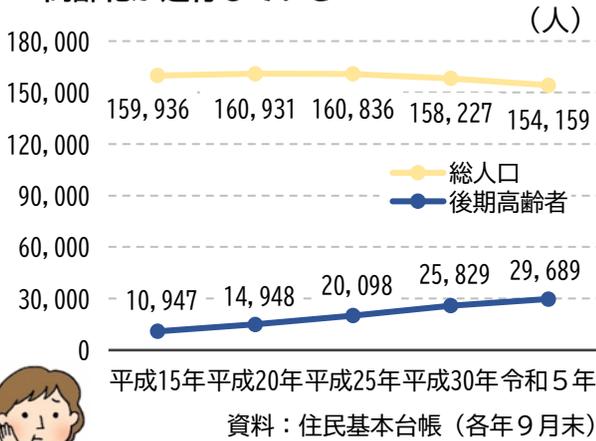
令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)	令和 12 年 (2030)	令和 13 年 (2031)	令和 14 年 (2032)
第 6 次川西市総合計画								次期
第 6 期川西市地域福祉計画								次期

# 2. 地域福祉に関する現状

後期高齢者数は  
20年間で  
**約3倍**になっています。

## 人口

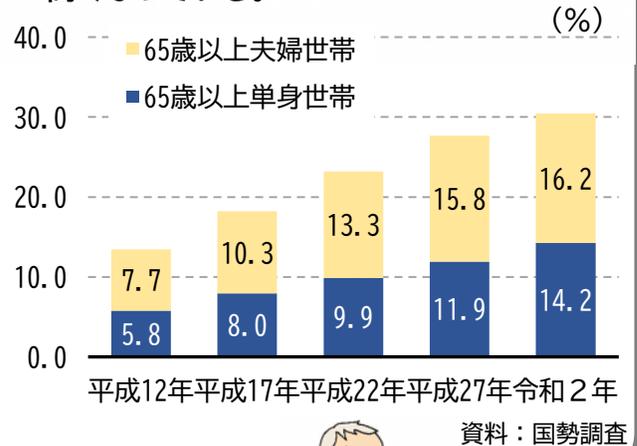
- 人口は減少傾向で推移
- 75歳以上の後期高齢者数が増加しており、高齢化が進行している



高齢者のみの世帯の  
割合が  
**約3割**を占めています。

## 世帯

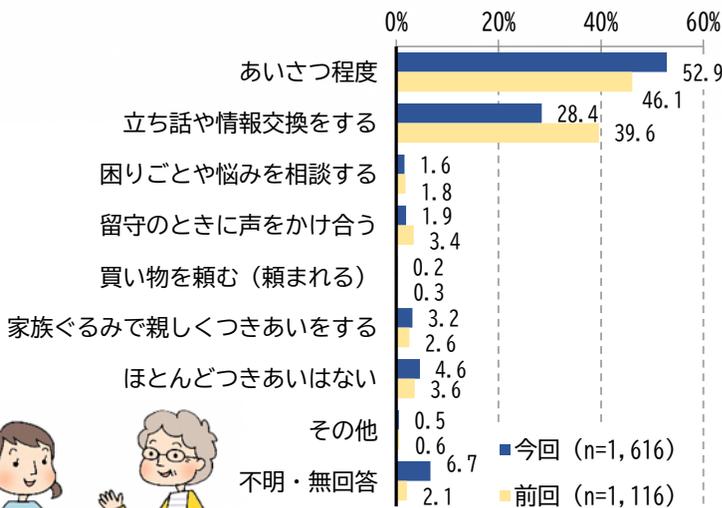
- 家族形態の多様化に伴い、一般世帯に占める65歳以上の夫婦世帯や単身世帯の割合が高くなっている。



## 地域のつながり

近所づきあいが  
希薄化しています。

- 近所の人と「立ち話や情報交換をする」人の割合が前回調査時点よりも低くなっており、近所づきあいが希薄化していることがうかがえます。



## 計画におけるポイント

- 高齢化や労働力の減少の進行

⇒多様な働き方や就労支援の推進

- 地域のつながりの希薄化や困難を抱えた人の孤立化が進行

⇒複合化、多様化する地域課題への対応や次代に向けた地域活動の見直し

# 3. 計画の基本的な考え方

## 計画の基本理念

地域における課題を解消し、いくつになっても、困難を抱える人も住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる川西市を実現するため、本計画では、第6次川西市総合計画で掲げるめざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～」を踏まえ、基本理念を「誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現」と定めます。

## 誰もが自分らしく住み続けられる 地域共生社会の実現



## 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げます。

1

つながり支えあう  
共生の地域づくり



→7ページ

2

誰もが安心して  
生活できる基盤づくり



→8ページ

3

誰にでもやさしく  
自分らしく暮らせる地域づくり



→9ページ

## 新たに追加した視点

本計画においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、再犯の防止等を推進するため、本市として取り組むべき内容を取りまとめ、新たに追加しています。

## 重点施策

本計画では、基本目標に紐づく施策の中で特に力を入れて取り組む内容を重点施策として設定しています。以下の5つの重点施策を通じて、包括的な支援体制の構築を進め、地域福祉の推進と地域共生社会の実現に取り組めます。

### ①世代や分野を超えた地域活動の創出

地域住民をはじめ、様々な機関や団体等の多様な主体と協働し、従来の地域活動には参加することが難しかった人々も含め、誰もが参加できるような地域活動を創出していきます。

### ②生きがい就労事業の実施

高齢者をはじめ、障がい者や生きづらさを抱える人など、誰もが役割を持ち、住み慣れた「地域で働く」ことによって「地域で生きがいを持ってともに生きていく」ことをテーマとした「生きがい就労事業」を実施します。

### ③共生型居場所機能を有する相談支援の実施

制度上の相談にはつながりにくい様々な課題を持った人たちに対する相談支援を実施し、支援と支援の合間を埋めながら、利用者目線で支援につなげる仕組みづくりを行います。

### ④重層的支援体制の構築

相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を令和6（2024）年度からスタートします。

### ⑤横断的な支援を可能にする仕組みの構築

官民が連携した支援のプラットフォームをつくり、支援が必要な人に寄り添った横断的な支援が可能となる仕組みづくりを進めます。

## 包括的支援体制とは？

本計画でめざす包括的支援体制は、次の2本の柱からなります。

- ①住民の身近な圏域での地域社会の主体的な課題解決力を強化する。
- ②分野別・縦割りの相談支援ではなく、課題を丸ごと受け止め、多様な専門職が地域と協力しながら課題解決を担っていく。

包括的な支援体制は、その人の生活全般の課題に対応し、生活の自立につなげる支援と制度を横断して提供できるようにするとともに、地域社会とのつながりを回復させ、孤独・孤立状態を解消していくことをめざしています。

例えばゴミ屋敷問題を例に挙げると…

### 地域とのつながりの創出

- 地域の方々が片付けやゴミ出しを手伝うことで、ゴミ屋敷の住人と地域住民との間に緩やかな関係を築き、孤立に陥ることを防ぐ。



### その人らしい生活の実現

- 孤立の解消と自立した生活を送ることのできる基盤ができる。

### 行政による支援

- 相談支援に関する専門的な資格を持つ支援員が、本人に寄り添い信頼関係を築きながら、生活上の困りごとを見出し、解決に向けた様々な支援を丸ごと包括的に提供する。



### 発見

- 物理的にゴミを片付けるだけでなく、これからもゴミが出ないように支援する必要がある。
- ゴミ屋敷に住んでいる人は、地域から孤立していることが多い。



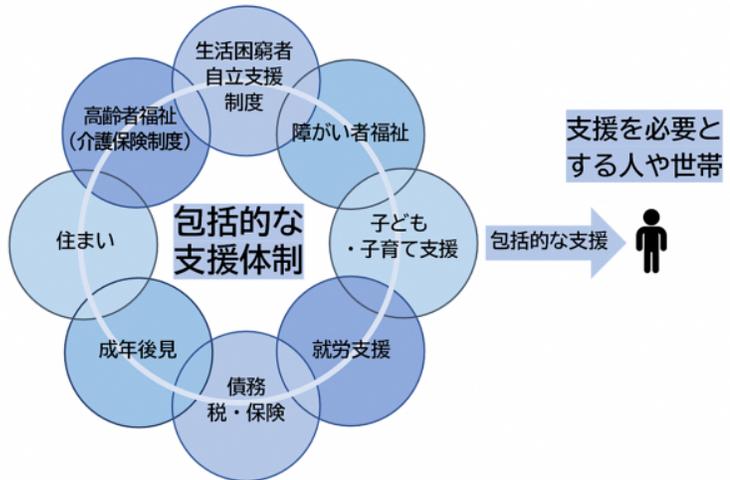
## 包括的支援体制の構築に向けて

包括的支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業として、断らない包括的相談支援、社会とのつながりや参加への支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施し、アウトリーチを含む早期の支援や本人との信頼関係を重視した伴走型の継続的な支援、更には支援に関わる全ての機関が協働して支援していくプランを作成し、支援を行う体制づくり等を実施していきます。

(具体的な支援の流れについては計画書の 61 ページを参照)

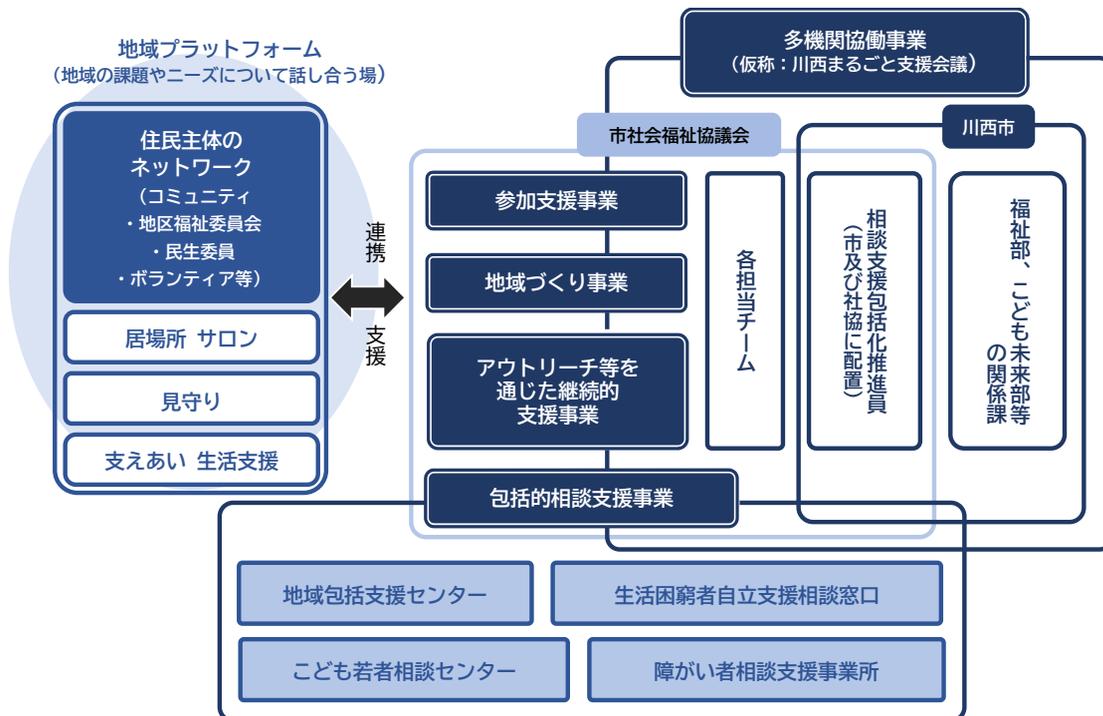
### 重層的支援体制の構築

- 様々な分野が相互に重なり合う部分を増やしなが、地域の中で居場所をなくした人や世帯の孤立化に対応する体制を構築します(重層的支援)。



### 本市の事業体系

- 包括的支援体制の実現に向けて、重層的支援の考え方にに基づき、複雑・複合化した困難なケースの解決に向けて、市や市社会福祉協議会等の事業や地域プラットフォームとの連携を図ります。



各相談機関が相談内容を一旦受けとめた上で、相談支援包括化推進員が相談内容を解きほぐし(困難ケース等は、重層的支援会議(仮称 川西まるごと支援会議)で対応策を検討)、各相談機関が役割を分担して支援を実施。

# 4. 施策の展開



## 基本目標1 つながり支えあう共生の地域づくり

様々な主体が結びつき、福祉のネットワークづくりを進めるとともに、誰もが役割を持っていきいきと生活できるよう、地域福祉活動に取り組む担い手の確保や育成を図ります。

1. 誰もが役割を持てる地域づくり	(1) 市民主体の地域福祉活動への支援 (2) 福祉活動拠点の確保と誰もが参加できる共生型居場所の推進 (3) 地域による福祉コミュニティ活動の展開
2. 地域福祉を推進する人材づくり	(1) 地域福祉活動を担う人材の発掘・育成 (2) 地域福祉に関する学びの機会の創出
3. 地域を支えるネットワークづくり	

### 現状と評価指標（抜粋）

「住民が高齢者や障がい者・子どもなどを見守る仕組みやネットワークがある」と思う市民の割合（市民実感調査より）

**32.3%**  
基準値(R4)

**36.0%**  
中間目標(R9)

**40.0%**  
目標値(R13)

「高齢者が生きがいを持って生活できるような環境が整っている」と思う市民の割合（市民実感調査より）

**18.8%**  
基準値(R4)

**21.9%**  
中間目標(R9)

**25.0%**  
目標値(R13)

自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOなどの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合（市民実感調査より）

**40.5%**  
基準値(R4)

**43.0%**  
中間目標(R9)

**45.0%**  
目標値(R13)

福祉ボランティア数  
※兵庫県ボランティア・市民活動災害共済に加入して活動している市民

**4,831**人  
基準値(R4)

**5,600**人  
中間目標(R9)

**6,300**人  
目標値(R13)

## 基本目標2 誰もが安心して 生活できる基盤づくり



関係機関・団体とのネットワークによる包括的な相談支援体制を構築するとともに、地域におけるケアシステムの充実を図り、支援を必要とする人を誰一人取り残さないセーフティネットを構築します。

1. 総合相談支援体制の構築	(1) 福祉、保健、医療に関する総合的な情報提供 (2) 重層的支援体制の構築 (3) 横断的な支援を可能にする仕組みの構築
2. 安全安心に暮らすための環境づくり	(1) 地域におけるケアシステムの充実 (2) 避難行動要支援者支援の取組 (3) 地域の多様な主体との連携

### ● 現状と評価指標（抜粋）

必要な市の情報が入手できると感じている市民の割合（市民実感調査より）



「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合（市民実感調査より）  
※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象



地震や火災などの災害に対する備えをしている市民の割合（市民実感調査より）



避難行動要支援登録者の個別避難計画策定数



## 基本目標3 誰にでもやさしく 自分らしく暮らせる地域づくり



誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、権利擁護支援体制の充実を進めるとともに、生きづらさを抱えている人を支援する体制を強化します。また、安心・安全な生活環境を整備するため、バリアフリーのまちづくりを推進します。

1. 福祉サービス利用者等の権利擁護	(1) 本人の意向に沿った地域生活に対する支援 (2) 成年後見制度の普及啓発と利用促進 (成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画)
2. 生活困窮者自立支援対策等の推進	(1) 生活困窮者に対する自立支援 (2) 子どもの貧困対策の推進
3. 自殺防止対策の推進 (自殺対策計画)	(1) 啓発と周知 (2) 人材の育成 (3) ネットワークの強化 (4) 自殺予防の支援 (5) 子どもが安心して生活できる環境づくり (6) 女性の自殺対策 (7) 高齢者の自殺対策 (8) 生活困窮者及び無職者、失業者の自殺対策
4. 再犯防止の推進 (再犯防止推進計画)	
5. バリアフリーのまちづくり	(1) ハード面のバリアフリー化の推進 (2) ソフト面のバリアフリー化の推進

### ○ 現状と評価指標 (抜粋)

「現在の居住地に住み続けたい」と思う  
市民の割合 (市民実感調査より)

**74.5%**  
基準値(R4)

**77.0%**  
中間目標(R9)

**80.0%**  
目標値(R13)

社会と関わりのある生活をし、充実して  
いると感じる市民の割合  
(市民実感調査より)

**60.3%**  
基準値(R4)

**65.0%**  
中間目標(R9)

**69.0%**  
目標値(R13)

### ■障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

## 第6期川西市地域福祉計画 概要版

■編集・発行／川西市 福祉部 地域福祉課

令和6年3月

兵庫県川西市中央町12番1号（〒666-8501）

電話：（072）740-1172 FAX：（072）740-1311

E-mail：kawa0027@city.kawanishi.lg.jp

# 第6期川西市地域福祉計画

誰もが自分らしく住み続けられる  
地域共生社会の実現

かわにし<sup>新</sup>時代へ